

賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について(厚生労働大臣宛て)

賃金構造基本統計調査の実施に要する経費に充てることのできる歳出科目以外の歳出科目から
支出するなどしていた金額(支出) 3710万円

1 賃金構造基本統計調査の概要等

(1) 賃金構造基本統計調査の概要

厚生労働省は、統計法等に基づき、労働者の雇用形態、就業形態、職種等と賃金との関係を明らかにすることを目的として、賃金構造基本統計調査(賃金センサス)を実施している。厚生労働大臣は、賃金センサスの実施に当たり、申請書を総務大臣に提出して、総務大臣の承認を受けており、当該承認を受けた平成29年及び30年の申請書に添付された調査計画によれば、調査は、同本省、同省の地方支分部局である都道府県労働局(労働局)及び労働基準監督署(監督署)が実施し、その実施方法は、労働局及び監督署の職員並びに調査の事務に従事させるために労働局長が任命する統計調査員が調査対象事業所を訪問して事業主に調査票を配布し、説明して調査票の記入を依頼し、記入済みの調査票を回収する方法(調査員調査)によることとされている。

同省は、毎年、賃金センサスの結果を取りまとめた報告書を発行しており、29年賃金センサスの結果報告書において、賃金センサスは、同省政策統括官(統計・情報政策担当)(30年7月31日以降は政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当))。「統計担当政策統括官」^(注)の企画の下に、労働局及び監督署の職員並びに統計調査員による実地自計調査により行ったと報告している。

(注) 実地自計調査 調査事務に当たる者が、統計調査を行う必要のある場所に実際に赴いて実施される調査

(2) 労働局における賃金センサスの実施に要する経費に係る歳出予算

同省は、労働局における賃金センサスの実施に要する経費について、内閣から、一般会計(組織)都道府県労働局(項)都道府県労働局共通費の(目)統計調査員手当、(目)職員旅費、(目)委員等旅費及び(目)厚生労働統計調査費(これらを「四つの(目)」)により歳出予算の配賦を受けている。そして、同本省は、労働局における賃金センサスの実施に要する経費を支払うための予算として、47労働局に対して、四つの(目)により歳出予算を示達している。

(3) 労働保険特別会計の管理及び一般会計と特別会計との区分経理

国は、特別会計に関する法律(特会法)に基づき、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険事業及び雇用保険法による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的として労働保険特別会計(労働特会)を設置して、一般会計と区分して経理している。そして、労働特会は、特会法に基づき、厚生労働大臣が管理することとなっていて、事業主及び雇用保険の被保険者が負担する労働保険料が財源の大部分を占めている。

(4) 歳出予算の流用の制度

財政法によれば、歳出予算は、支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、その目的に従って項に区分しなければならないとされ、内閣は、各省各庁の長に対して歳出予算を配賦する場合、項を目に区分しなければならないこととされている。そして、各省各庁の長は、歳出予算を各項に定める目的の外に使用することができないこととされている。また、予算執行の段階においては、予算編成後における事情の変更や予期し得ない事態の発生等によって当初予算のとおりには執行し得ない場合等もあり得ることから、各「項」内における「目」の金額を相互に移して使用する予算の流用の制度が規定されており、予算統制の観点から、財務大臣の承認を経なければならないこととなっている。

(5) 労働局における会計経理

同省は、労働局総務部長に支出負担行為の事務を委任しており、労働局長に歳出金の支出の決定の事務を委任している。そして、労働局総務部長は支出負担行為担当官として、労働局長は官署支出官として、それぞれ同本省から示達される一般会計歳出予算及び労働特会歳出予算を財政

法、会計法、予算決算及び会計令等(これらを「会計法令等」)に定められた手続に従って執行することとなっている。

会計法令等によれば、各省各庁の長は、支出負担行為を支出負担行為担当官に行わせようとするときは、内閣から配賦された歳出予算の範囲内で、当該支出負担行為担当官に歳出予算を示達することとされ、その示達は当該支出負担行為担当官ごとに「目」の区別に金額等を定めた支出負担行為の計画によって行うこととされている。

(6) 公表された賃金センサスにおける不適切な事態

31年1月に、賃金センサスは、総務大臣の承認を受けた調査計画では調査員調査により実施するとされていたものの、実際は、労働局がほぼ全ての調査対象事業所について、調査票を郵送で送付して調査対象事業所から記入済みの調査票を郵送で労働局に提出させる方法(郵送調査)により実施されていたことなどが明らかになり、同省は同月にこれを公表している。

2 本院の検査結果

29、30両年度の賃金センサスの実施に当たって47労働局が支出した計2億3387万円(29年度1億1780万円及び30年度1億1606万円)を対象として検査した。

(1) 47労働局における賃金センサスの実施方法等の状況

賃金センサスの実施に当たり、47労働局の全てが統計調査員を雇用していた。しかし、47労働局全てにおいて、賃金センサスをほぼ全ての調査対象事業所について郵送調査により実施していた。そして、47労働局は、統計調査員を労働局に常駐させて、調査員調査ではなく、調査対象事業所から提出された記入済みの調査票の審査や、調査票が未提出となっている調査対象事業所への電話等による督促等の郵送調査に関する業務に従事させていた。

(2) 労働局において実施される賃金センサスに係る歳出予算の積算の状況

同本省は、労働局において実施される賃金センサスに係る歳出予算について、賃金センサスを調査員調査により実施することとして作成していた。このため、労働局における賃金センサスが実際は郵送調査により実施されているのに、郵送調査を行う場合に必要となる労働局と調査対象事業所との間における調査票等の郵送に係る郵送費が全く積算されていなかった。

(3) 賃金センサスに係る歳出予算の示達等の状況

同本省は、47労働局の支出負担行為担当官に対して、労働局において実施される賃金センサスに係る歳出予算として四つの(目)により示達していた。そして、統計担当政策統括官は、47労働局に対して、四つの(目)の示達額のうち賃金センサスの実施に要する経費に充てることができる金額を伝達していた。

また、30年度においては、統計担当政策統括官が賃金センサスとは別に行っている労働災害動向調査等の実施に要する経費として労働局分の歳出予算が内閣から同省に配賦されていたことなどから、統計担当政策統括官は、予算が不足するとして申出があった23労働局に対して、上記四つの(目)の示達に加えて、賃金センサスの実施に要する経費に充てることができる予算として、その歳出科目である労働特会の歳出科目から計180万円を追加で示達する旨を伝達し、統計担当政策統括官から予算の追加の示達の依頼を受け、同本省は、23労働局に対して同額を示達していた。

(4) 労働局における四つの(目)に係る予算の支出済歳出額の状況

四つの(目)に係る予算の支出済歳出額の状況をみると、労働局が雇用する統計調査員に賃金を支払うための予算である(目)統計調査員手当の支出済歳出額は、(1)のとおり47労働局全てにおいて賃金センサスの実施のために統計調査員を雇用していたことから、29年度は伝達された金額の98.6%、30年度は同95.6%となっており、両年度合計で1億7305万円となるなどしていた。また、郵送料、電話料、補助業務を行う非常勤職員の賃金等の経費を支払うための予算である(目)厚生労働統計調査費の支出済歳出額は、29年度は伝達された金額の92.1%、30年度は同91.4%となっており、両年度合計で2097万円となるなどしていた。

(5) 労働局において賃金センサスの実施に要した経費に係る実支出額が示達された歳出予算の額を

超えていて、その超過額を目的が異なる歳出科目から支出していた事態

47労働局において賃金センサスの実施に要した経費に係る実際に支出された額(実支出額)についてみたところ、(目)厚生労働統計調査費の予算から支出することとされている郵送料等に係る実支出額については、29、30両年度の合計が6009万円となっており、前記の2097万円を大きく上回っていた。

そして、47労働局は、同本省から(目)厚生労働統計調査費として示達された歳出予算の金額では郵送料等に係る実支出額を賄えないことなどから、一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目から支出したり、賃金センサス以外の他の業務を実施するために同本省から示達された一般会計の歳出科目等から支出したりしており、一般会計と区分して経理を行うために特別会計を設置することとしている特会法の目的に反し、又は、歳出予算は各項に定める目的の外に使用することができないとされている財政法に違反していた。また、1労働局は、賃金センサスの補助業務を行わせるために雇用した非常勤職員に対する賃金を(項)都道府県労働局共通費(目)厚生労働統計調査費ではなく(目)統計調査員手当から支出していたが、財政法に定める「目」の間の流用に係る財務大臣の承認を受けていなかった。そして、これらの目的が異なる歳出科目から支出されていた金額は、47労働局合計で29年度計1872万円、30年度計1837万円、合計3710万円に上っていた。

上記のほか、23労働局においては、賃金センサスの実施に要した郵送料が他の業務の実施に要した郵送料と合わせて支出されており、また、36労働局においては、賃金センサスの実施に要した電話料が他の業務の実施に要した電話料と合わせて支出されていて、賃金センサスの実施に要した郵送料又は電話料が明確に区分されていなかったため、これらの労働局において、賃金センサスの実施に要した郵送料及び電話料の実支出額を特定することができない状況となっていた。そして、これらの実支出額を特定することができなかった郵送料及び電話料は、一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目等から支出されていた。

労働局において、賃金センサスの実施に要する経費を、同本省から示達されるなどした一般会計の歳出科目ではなく、一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目から支出したり、賃金センサス以外の他の業務を実施するために同本省から示達された一般会計の歳出科目から支出したりなどしている事態は適切ではなく、是正改善及び改善を図る要があると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

同省において、労働局における統計調査の実施に当たり、統計調査の適切な実施の確保が図られるとともに、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 同本省及び労働局において、統計調査の実施に係る予算の示達や会計経理が会計法令等に従うなどして適正に行われるよう、研修等により関係職員に対して会計法令等の遵守を周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 同本省において、労働局における統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握して当該予算の積算との間にかい離が生じていないかなどについて検証し、かい離が生じている場合はその原因を分析し、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)